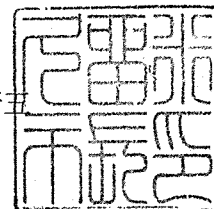


久留米市公告第 220 号

地域職業訓練センター照明設備修繕について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年9月5日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 地域職業訓練センター照明設備修繕
- (2) 履行場所 久留米市東合川5丁目
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」及び「図面」のとおり
- (4) 履行期間 契約日の翌日から150日間
- (5) 予定価格 ￥15,313,700（税込価格）
入札書比較価格 ￥13,921,546（税抜価格）
- (6) 最低制限価格 無し
- (7) 支払条件 前払金 無し
部分払 無し

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査方法

事後審査型 ※落札候補者となった者のみ資格審査を行う。

(2) 参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ① 久留米市内に主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。
- ② 名簿に電気工事を第一希望で登載されていること。
- ③ 締切時点から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札書（様式第１号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第２号）

（２）提出期限

令和７年９月１８日（木）必着

（３）提出先（宛先）

１０ 事務局

（４）郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア．入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちイ．入札参加資格確認申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（１）日時：令和７年９月２２日（月）１０時００分

（２）場所：久留米市庁舎１１階 会議室

（３）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）一者入札の取り扱い

入札者が１者であった場合においてもその入札は有効とする。

（６）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

入札までに、規則第６条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の１００分の５以上の入札保証金を納めること。た

だし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、免除する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、「10 事務局」に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は、開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（2）契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

（1）質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和7年9月11日（木）12時00分まで

② 受付場所：10 事務局

③ 質問の提出方法：

入札質疑書（様式第3号）に質問事項を記載の上、FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年9月12日（金）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算し6日以内に契約締結の事務締結の手続きを行うこと。

9 その他

（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、名簿に登載されている者は、この限りでない。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 商工観光労働部 労政課（担当：牛嶋）

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9046

FAX：0942-30-9707

Eメール：rousei@city.kurume.lg.jp